

第6回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議 平成26年11月9日（日）

事務局：それでは時間になりましたので、これより第6回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催します。本日事務局を務めさせていただきます環境省の鮎川でございます。どうぞよろしく申し上げます。それでは開会に当たりまして、まず望月環境大臣よりご挨拶を申し上げます。

望月大臣：環境大臣を拝命しております望月義夫でございます。本日はお忙しい中、また休日にも関わらず、栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

栃木県におきましては、福田知事のリーダーシップの元、指定廃棄物の問題に積極的に取り組んでいただき、心から厚く感謝申し上げます。ありがとうございます。また、指定廃棄物を保管していただいている自治体、事業者、そして県民の方々に大変なご心痛の中、適正な保管をいただいていることに心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

7月30日に詳細調査の候補地を公表し、そして、その翌日の7月31日の市町村長会議におきまして、詳細調査候補地の選定結果をご説明申し上げます。その場では、他人事でなく我々は一体となって考えていきたい。決して塩谷町を一人にはしないとといったご意見をいただき、また福田知事からも県全体の問題として、全体で塩谷町を支えていくという力強いお言葉をいただいたところでございます。

一方で栃木県内の一部に市町村長会議で決定した選定手法への疑念や、選定をやり直すべきといったご意見が生じていることも聞いているところでございます。こうした背景から、本日は7月31日の市町村長会議でのご議論を踏まえ、昨年12月の市町村長会議で確定した選定手法を再確認し、皆様の共通認識の元に今後も取り組んでいくため、市町村長会議を開催させていただきました。各市町長の皆様方におかれましては、前向きなご議論をいただけるようよろしくようお願いいたします。

事務局：続きまして、福田栃木県知事からご挨拶をお願いいたします。

福田知事：はい。皆様こんばんは。本日はお休みのところ、そして、また日中各市町とも様々な催し物があったことは存じますが、そんな中大変お疲れの中にあつてご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また望月環境大臣、小里環境副大

臣、福山環境大臣政務官他、環境省の皆様方には、国会会期中のお忙しい中、本県においでをいただきました。誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、本県における指定廃棄物処分場の詳細調査候補地として塩谷町寺島入が国から提示され、その選定過程等については提示後翌日に開催されました市町村長会議で国から市町長の皆様方に説明があったところでございます。地元の皆様におきましては疑問や不安等があるかと思いますが、この問題はいま大臣のご挨拶にもありましたように、県民全体で解決すべき重要な課題でございます。本県の指定廃棄物は県内各地に分散保管されておりますけれども、自然災害による飛散、流出のリスクや、農家や事業者の方々の精神的な重圧を考えますと1日も早く今よりも安全な状態にすることが行政の責任ではないかと考えております。この思いは皆様方と共有しているものと考えております。一方で処分場の設置につきましては、地元の皆様の理解を得て進めていくことが最も重要なことでもあります。国は責任を持って地元に対し丁寧な説明をしていただきたいと思ひますし、地元の皆様にも国の説明を聞いていただきたいと思ひます。

本日はこれまでの市町村長会議で話し合ってきたことにつきまして様々な意見が出ておりますことを踏まえ、これらを整理し、あらためて新大臣から国の考え方が示されるものと期待をしております。以上申し上げて、開会に当たっての挨拶といたします。

事務局：ありがとうございます。では続きまして小里副大臣からご挨拶を申し上げます。

小里副大臣：皆様こんばんは。環境副大臣を拝命しております小里でございます。今日はそれぞれの皆様に大変貴重な時間の中、このようにご参加をいただきまして心から感謝を申し上げます。

先般就任後まもなくの頃でございましたが、塩谷町の現場へお伺いをさせていただきました。特に西荒川、あるいは尚仁沢湧水との関係など、地域住民の皆様が心配を抱いておられる、そういったところを特に念頭に置きながら視察をさせていただいたところでございます。またその後、見形町長さんが2回に渡りまして私の副大臣室にお越しいただきました。特に2回目のときには、反対同盟の方々もご一緒に来られまして、風評被害等を中心とする住民の皆様のご懸念ご心配がいかに大きなものであるか説明を伺ったところでございます。私も大変深刻に大きく重くそれぞれの声を

お聞かせいただいたところでございます。そういった住民の皆様のご不安ご懸念というものを何とか払拭をしていかなくてははいけません。そういった声を正面から受け止めながら、地域住民の皆様との意思の疎通というものを何とか図っていききたいなと思っ
ているところでございます。また詳細調査自体がそういったご懸念やご不安に答えていく大きな有力な材料であるということも認識をしているところでございます。

県内約170カ所に分散して一時保管されている今の不安定な状況から1日も早く脱却して、1カ所にこれを集約して県民皆様が安心して生活を送っていただけるように、産業の振興を図っていただけるように何とか前に進めていきたいと思っ
ているところでございます。どうか皆様の一層のご理解ご指導をよろしくお願いを申し上げましてご挨拶に代えさせていただきたいと思
います。どうも恐れ入ります。

事務局：それでは引き続きまして福山環境大臣政務官からご挨拶を申し上げます。

福山政務官：皆さんこんばんは。環境大臣政務官を拝命しております福山でございます。どうかよろしくお願
いいたします。

私は徳島出身でございまして、徳島市議会議員を1期4年、そして県議会6期22年を努めて参りました。この指定廃棄物の問題につきま
しては、私自身そうした地方政治の原点に立ち返ったしっかりした対応を取って努めて参りたいと考えております。指定廃棄物の処理施設につ
きましては、環境省としては丁寧な親切な説明を心掛けて参りたいと考えております。

本日市町長の皆様方にこのように説明の機会をいただきましたことを心より感謝を申し上げますと共に、今後とも地元の皆様方の気持ちをしっかりと受け止めて、誠心誠意努力をして参りたいと思っ
ております。どうかよろしくお願
いいたします。

事務局：それでは本日ご出席の方々につきましては資料に出席者名簿を付けておりますので恐縮ですがこちらをご確認をお願いいたします。それでは配布資料の確認をさ
せていただきたいと思います。議事次第の1枚目の紙に配布資料の一覧がございます。こちらをご参照いただきながら資料のご確認をいただ
きたいと思
います。資料1が放射性物質汚染対処特措法及び同法の基本方針(抜粋)。資料2が指定廃棄物の指定状況。資料3が一時保管の現況について。資料4が市町村長会議のこれまでの経緯。資料5が詳細調査候補地の選定プロセス(概要)と、いずれも数枚の資料がございます。それ以降は参考資料で1から6までござ
います。こちらの方は基本的には参考というこ

とでございます。この資料の1から5までを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。もし不足等がございましたらお申し付けいただければと思っております。

なお、本日はプレスの方々も同席を可能とさせていただいておりますが、ここでマスコミの方々をお願い申し上げます。撮影はここまでということで、この後取材は可能でございますがムービー、スチールの撮影はここまでとさせていただきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。カメラの方のご退席をお願いいたします。

本日遠方からお集まりいただきまして大変恐縮でございますが19時までを予定しております。円滑な進行にご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

これからの進行は福山大臣政務官が務めさせていただきます。政務官よろしく願います。

福山政務官：それでは早速議事に入らせていただきます。本日はまず議題として指定廃棄物の処理などの現状及び詳細調査候補地の選定に係るこれまでの経緯等について資料を用いてご説明をいたします。その後に意見交換を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは議題1について鎌形よりご説明をいたします。

鎌形部長：環境省の廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが座ってご説明させていただきます。お手元の資料に沿ってでございますけれども、指定廃棄物の状況、またこれまでの経過について事実関係を中心にご説明をさせていただきます。

まず資料1をご覧ください。資料1は放射性物質汚染対処特別措置法における指定廃棄物についての基本的な考え方を示しているものでございます。ここにございますように責務というところをご覧くださいと国につきましては原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施すると、地方公共団体につきましては国の政策への協力を通じて適切な役割を果たす、こういうことで指定廃棄物の処理に取り組んでいるということでございます。具体的には下にございますように、まず基本方針を閣議決定してさまざまな基準を環境大臣が定めて、取り組んでいるということでございます。裏をご覧くださいませでしょうか。この基本方針でございます。基本方針の中で、これは抜粋でございますけれども1つ大きな方針といたしまして下に下線がございます。指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとするということでございます。この栃木県内で発生したものにしましては栃木県内で処理を行うと、もちろん国が責任を持って処理するというこ

とでございます。ということでございますので例えば福島県のを栃木県内に持ち込むということは決してないということがこの基本方針でございます。

次に指定廃棄物の指定状況について資料2をご覧くださいませでしょうか。資料2は各県の指定廃棄物の指定状況が書かれてございます。ここにご覧いただけますように黄色で塗ってあるところが比較的多くて一時保管がひっ迫しているというところがございます。黄色の真ん中辺りに栃木県の欄がございます。この数字は具体的な指定がされているというのは9月30日時点でございますとおよそ1万トンということでございますが、未指定のものを含めておよそ1万4千トンが一時保管されていると私どもは理解しています。一方、福島県は緑で塗ってございますけれどもおよそ12万トンあまり、13万トン近くというのが一時保管されているという状況でございます。そしてこの指定廃棄物が具体的にどういったものかということでございますけれども次のページをお開きいただけますでしょうか。これは左側にいわゆる原子力施設から発生する廃棄物、それから右側に私どもが今取り組もうとしている指定廃棄物についての比較を図示したものでございます。右側にご覧いただけますように指定廃棄物はいわゆる1キログラム当たり8,000ベクレル超の廃棄物ということになります。具体的にどの程度のものかといいますと、現在栃木県で保管しておりますのは8,000ベクレルから10万ベクレルまでのものがほとんどでございます。処理の過程で稲わらなどは燃やして処理するということになりますので、これが濃縮されて数十万ベクレルに達するということがあるというレベルのものでございます。このものにつきましては今回予定しておりますのはコンクリートの二重構造の遮断型処分場で処理をしようとして、こういうものでございます。これが右側でございます。一方、左側をご覧くださいませと原子力施設から発生する廃棄物でございます。濃度としては非常に幅がございます。下の方に行きますといわゆる10兆ベクレルのものがございます。いわゆる地層処分ということで300メートル以下の地下に地層処分をするというものはこういう非常に高いレベル。今指定廃棄物の8,000から10万あるいは数十万といったところとはレベルの違うというものであることをご理解いただけたらと思います。それで原子力施設から発生するものにつきましては処分の方法としては10万ベクレルより下のものにつきましてはいわゆるトレンチ処分ということで素掘りでするということでございます。10万ベクレルを超えるというものはピット処分ということでコンクリートで囲いを付けて処分すると、こういうものでございます。繰り返しますが今回の指定廃棄物としまして右側にご覧いただけますように8,000ベクレル超ということで焼却を含めまして数十万ベクレル、こういうレベルのものというこ

とでございます。以上が指定廃棄物がどのようなものかということについてご説明させていただきます。

次にこの指定廃棄物の一時保管の現状について資料3をもとにご説明させていただきます。私どもは栃木県で言いますと県内約170カ所に保管されている指定廃棄物につきまして、私どもの関東地方環境事務所、環境省の出先でございますけれども、ここの職員が現地確認を行って例えば飛散するような状態になっていないかとか、あるいは雨水の浸入が防止されているか等々について確認をする作業を行っております。そういった作業をやってきておりまして、少なくとも年1回はそのような確認をするということで今やってきているということでございます。今までのところ必要に応じ細かな改善指導、フォローアップ等を行っているところでございますが、こういったここの絵にございますようにいわゆるフレキシブルコンテナに入れて、そして屋外に保管する場合にはシートをかけて保管する。こういう状況にしてございますけれども、この場合にこういった状況では放射線のレベルとしてはこういったシートから10メートル離れているところでいわゆるバックグラウンドと同程度である。こういうような状態で保管をしているということでございます。そういう意味で一時保管についても安全を確保するように努力しているということでございますけれども、約170カ所に分散して保管されているということでもっと安全な状態にするということで処理施設を1カ所に集約して処理していこうというのが私どもの考えということでございます。それで、その次のページにまいりまして一時保管の関係で現地確認の際に一時保管者の方々とさまざまお話しをさせていただいています。保管状況が継続していることについてお困りの声が寄せられているということがございますのでここに例示させていただきました。国の責任ですぐに持って行ってほしいでありますとか、例えば保管場所の近くの民家の方からよく苦情の電話がかかってくる等々のお困りの声が寄せられているということでございまして、私どもとしても早急に1カ所に集約して処理していくということの必要性を感じているところでございます。以上でございます。次のページは現地確認に関してのどういうことを行っているかについての参考でございますがご覧いただければと思います。

このように保管されている指定廃棄物でございますけれども、市町村長会議で処理施設の場所を選定するということについての議論を重ねて参りました。その経過を示しましたのが資料4でございます。市町村長会議のこれまでの経緯ということでございます。第1回市町村長会議は平成25年4月5日に開催させていただきました。過去政権交代前に候補地選定をしたということでございますのでこういった経緯とか、

あるいは今後の方針等をご説明をさせていただき、主なご意見としては基本方針の見直しや風評被害の具体案に対する検討、それから各自持ち帰って間を取って議論をしたい、こういうようなご意見がございました。市町村長会議の2回目を5月に開いてございます。ここで指定廃棄物処理施設の候補地の選定手順、私どもが考えているものでございます。それから市町村長会議でご意見、ご提案をいただきたい事項についてご説明をさせていただきました。この資料上にはございませんがこれは私どもが例えば候補地の選定手順を提案するに当たりましては、国の方で有識者会議を開きましてそういった有識者のご意見を踏まえて提示させていただいてございます。そして市町村長会議のご意見、ご提案を有識者会議にフィードバックしてキャッチボールをするような形でこの栃木県としてのルールを練ってきた、こういう経過でございます。第2回市町村長会議ではやはり各県ごとに最終処分を整理する基本方針の見直しについての意見がございましたが、ここでは私どもからは県外搬出は困難なので県内処理の方針をご説明させていただいてございます。それから指定廃棄物の保管量を候補地選定の際の評価対象とすることについてのご意見がございました。これにつきましては有識者会議でも議論をしてさらに検討を進めていくということで答えてございます。その中で県内処理についてのご意見がございましたので次のページ、4の2というところをご覧くださいませうか。4分の2というところでございます。6月17日には基本方針の見直し、つまり県内処理の見直しとのご指摘を受けまして福島県に対して、福島県外の指定廃棄物を福島県に集約すべきという意見があるけどどうか、という照会をさせていただいてございます。その後福島県からの回答がございます。ここにございますように福島県においては県内で発生する指定廃棄物のみならず放射性物質に汚染された廃棄物の処理についても見通しが立たない極めて厳しい状況にある。国においては各県で排出された指定廃棄物について特措法及び基本方針に基づきその責任において確実に処理すべきである。こういう回答をいただいているというところでございます。さらに、昨年8月には第3回の市町村長会議を開きました。今の福島県とのやりとりをもちろんここでご紹介してございますけども、県内処理の基本方針の制定についての経緯とか、あるいは候補地の選定手順についてさまざまな意見がございましたのでそれについての対応の方向性についてのご説明をさせていただいてございます。ここではまだ県内処理について了解したわけではないというご意見がございましたけれども、私どもから1カ所の管理でリスクを低減させる必要性をご説明させていただきました。さらに、アンケート調査等でそれぞれの首長さんのご意見を求めたらどうかというようなご意見がございましたので、さらにアンケート調査を実施

することにいたしました。次のページ、4分の3というところがございますけれども、12月にアンケート結果の概要を説明してございますけれども、ここにございますように例えばアンケート結果の概要で国有地のほか県有地等も含めていった方がいいだろうか、こういうご意見の結果、あるいは指定廃棄物の保管状況を評価項目とするべきかどうか、こういったアンケートの結果について、ここにあるようにご報告したところです。そこで候補地としては国有地に加えて県有地も対象とすること、また保管量の評価の重み付けや他の項目に比べて2分の1とするというようなこととなったということがございます。その他主なご意見としては風評被害対策、地域振興策についてのご意見、あるいは複数の候補地を示すべきではないかというご意見もございました。この複数の候補地につきましては一刻も猶予なく方向性を示すべきことを説明いたしまして、私どもとしては1カ所に集約したいということを申し上げたところがございます。そういった議論を経ましてこの第4回の市町村長会議、最後のページ4分の4のところをご覧いただけますでしょうか。これまでの議論を受けた上で浮島前政務官から、「新たな段階の選定作業に入る」という旨を明言して会議を終了したということがございます。ということで、市町村長会議の積み重ねを経てこの選定手法というものを確定して選定作業に入ったということがございます。そして7月30日にはご承知のとおり塩谷町寺島入を候補地といたしまして、翌31日にはその選定経過についてご説明をさせていただいたというところがございます。以上が経過でございます。

最後に資料5でございますけれども、詳細調査候補地の選定プロセスについてのエッセンスをまとめているものでございます。これまでご説明してきたものの繰り返しになるわけでございますけれども簡単にご説明いたします。まず国有地、県有地を対象とするということございまして、利用可能な国有地から自然災害を考慮して避けるべき地域、地滑りの危険箇所等でございます。自然環境を特に保全すべき地域、それから史跡、名勝、天然記念物についてまず除外をするという考え方でございます。その下にございます利用可能な国有地・県有地というものは一番初めのスクリーニングが始まる前の段階でございますが、ここにある15の市町に国有地126,830ヘクタール、県有地4,800ヘクタールということがございます。その右側の地図に色が塗ってある部分はそのまず母数となる国有地・県有地ということがございます。次のプロセスで先ほど申しました自然災害を考慮、あるいは自然環境、あるいは史跡、名勝、天然記念物、こういったものを考慮してここに掲げてございますような地滑り、斜面崩壊、土石流等々、それから自然公園の特別地域など、それから史跡、名勝、天

然記念物の所在地、こういったものを除外していきますと下にございますように国有地13,320ヘクタール、県有地1,580ヘクタールに絞り込まれるということでございます。地図で言いますと右側の色を塗ったところまで絞り込まれるということでございます。この段階では13市町に存在するということでございます。次のページ、2ページにまいりまして、指定廃棄物処理に必要な面積2.8ヘクタールを確保できる土地を抽出するということでございます。ここでまず13,320ヘクタールの国有地、1,580ヘクタールの県有地からまず2.8ヘクタールを確保した土地を抽出するということで、それも必要な面積を確保できるなだらかな地形を抽出するというので、まず29カ所、7市町に存在します、そういったものが選ばれてまいります。さらに細かい地形、例えば尾根や沢が入り込んでいるなどしてなだらかな地形が確保できない、必要なものが確保できないといったものを絞り込んでいきますとここにございますように5カ所、矢板市の2カ所と塩谷町の3カ所が残ったということでございます。ここまでこういった作業で絞り込みを続けてきて、次のページ、3ページ目でございますけども、この5カ所につきまして生活空間との近接状況、真ん中辺りにございますように具体的には住居のある集落との距離、そして水源等の近接状況、いわゆる水道用水、農業用水としての取水のための取水点との距離、それから自然度ということで植生自然度、そして指定廃棄物の保管状況、これにつきましては2分の1の重み付けということでございますが、この1番目から4番目の項目につきまして5段階の評価基準を定めて点数付けをしたということございまして、この点数付けの結果、塩谷町の寺島入に絞られた、こういう経過でやらせていただいているということでございます。簡単ですが以上事実関係をご説明させていただきました。

あとの資料につきましては、参考資料1は県民の理解促進のための普及啓発のための活動、新聞広告などです。それから参考資料2は指定廃棄物処理施設の安全を確保するためどのようなことをやっているのかの対応、それから参考資料3、4はこれまで市町村長会議で配らせていただきました選定のプロセスあるいは選定結果について、それから参考資料5は先ほど説明しました選定経過につきましてより詳しく説明させていただいたもの、それから参考資料6は塩谷町の見形町長からご質問いただきました項目についてのご回答をさせていただいたもの。以上でございます。

福山政務官：それではご意見のある方は挙手をしていただき、こちらからご指名をいたしますので市町名をお伝えいただいてからご発言をお願いいたします。なおご発言の際は目の前のマイクのスイッチを入れていただいてからご発言をいただくようお願い

いをいたします。

塩谷町長：塩谷町長の見形でございます。先ほど副大臣の方からご挨拶の中にお話がありましたように10月29日に私ども副大臣、政務官の方にお邪魔をいたしましていろいろとご指導いただきまして大変ありがとうございました。

今日は望月大臣にお会いするのは初めてなものですから、ちょっと私どもの考え方をですね、若干述べさせていただきたいと思うのですがお時間をいただいてよろしいでしょうか。

福山政務官：どうぞ。

塩谷町長：それでは望月大臣の先ほどの話の中にあつたかというふうに思うんですが、私の私的な考えの部分というのもあるかというふうに思いますが、この会議冒頭に入ります時にこの席でも、あるいは県の部長さんが各市町を回られた時にもご提案をお願いした、あるいはこの会議でも何度も何度も多くの方々から出された意見と申しますのは、環境省が先頭に立って環境省の責任でということは何度も言われたというふうに私は記憶をしております。今回のその中でいくつかあつたかと思うんですが異議を唱えるというのですかね、そういうことがあるというふうな話でございますが、まったく私の私的な考え方というのもあるかと思うんですけど、いろいろな場面で了承を得たあるいは確定をしたというふうな言い方を使われます。私はそうではないんじゃないかなというふうに常々思っております。確定をしたのは環境省側なんだろうとっていうふうに思うんですね。我々はいろいろ議論はさせていただきました。まったくありがたいことにいろんな言いたい、いろんなこともありました。風評対策につきましては結論じみたものは出なかったのかなというふうに思っておりますが、そういう意味から言えばですね議論したことはまったく間違いないことだというふうに思っておりますが、結論、我々がちょっとこういう言い方はどうかと思いますが、我々が結論を出してやったということでは私はないというふうに思っております。最終的に我々の意見を聞いた上で結論を出したのは環境省なんだというふうに思っております。そうでないと我々が最初にお約束をさせていただいた環境省の責任において先頭に立ってという部分がですね、どうも違うんじゃないかというふうに思っております。まずそのことを申し上げておきたいというふうに思います。

じゃあお時間をいただきましたので若干ご発言をさせていただきます。安倍総理は

先日の参議院予算委員会の審議においてこれ以上福島には迷惑は掛けられないので県内処理でやりますと答弁をいたしました。望月環境大臣も安倍総理と同じ趣旨のことをNHKのニュースでもお答えしておりましたし、また今日もその辺のお話をいただいたというふうにご理解しております。福島県の方々に対する総理と環境大臣の心情は私もまったく同一であります。今回塩谷町が指定廃棄物最終処分場の詳細候補地に選定されて福島県民の方々の苦しみが一層深く感じられるようになりました。総理や環境大臣は人情をベースにおっしゃっているのだと思います。政策決定に当たってこのベースとして人情を重んじることは私もまったく同じであります。そこで大臣にお伺いをします。塩谷町は原発の立地自治体ではなく交付金ももらったことがありません。誤解なさらぬよう申し添えますが交付金が欲しくて言っているわけではありません。今回の福島原発の事故で塩谷町は甚大な被害を受けています。その上最終処分場を持ってこられるのです。そうなれば塩谷町が町として存続の危機に陥ることは目に見えています。塩谷町だけではありません。標高602メートルに設置される焼却炉の煙突から日々放出される放射性物質によって周辺の市町村は元より栃木県全域に影響をもたらされる可能性があります。また、これは栃木県だけの問題でもありません。先ほど大臣もね、こんなふうにおっしゃっておりました。各県処理となれば茨城県、群馬県、千葉県、宮城県にも私たちが抱えている苦悩、前途に対する失望感、計り知れない経済的な打撃を与えることとなります。この悲劇に対しての大臣の心情はどのようなのでしょうか。福島の人々への人情は私もまったく同感であります。大臣に人情があるとすれば、そして私は大臣は豊かな人情家だと拝察しております。私たち5県の県民、町民に対してはどのような人情をお示しくくださるのでしょうか。さて、本論に入ります。先ほども申し上げましたように政策は人情がベースです。しかし、人情だけで政治ができるものであれば政治家も科学者も経済学者も社会学者も法律家もいません。最も人情深い人がやれば良いのです。政策の決定の基本は何でしょうか、それは私が言うまでもなく国民の幸せです。多くの国民の幸せです。どのような政策の決定をするにしても全会一致であったり圧倒的多数の賛成があればそれに越したことはありませんが、3分の2の賛成があれば合格であるというふうに思います。半数程度なら無理に押し通すようなものではありません。今回の指定廃棄物の処分場の問題はいかにして国民に対する被害を最小にするかという政策課題だというふうに思っております。そうすることができて初めて多くの人々に幸せをもたらすことができます。そのためには汚染をたくさんさせずに最も汚染されており数世代にわたって居住困難となっている地域に集中処理することです。それが環境や健康に対するリスクと経済

的打撃を最小化する方法です。また、拡散防止、集中処理という国際原則にもかなうことです。日本は先進国の1つですから、国際社会に恥じないのみならず、国際社会に対する模範となるような政策を実施すべきであると考えております。放射性物質を含む廃棄物の最終処分場は長きにわたって安全に管理されなければなりません。それには膨大な人員と費用が必要です。そのため効率的に管理することが求められており、その意味でも集中処理、管理が求められています。皆さんもご存じのように福島第一原発はいまだにコントロールされた状況にはなく廃炉の見通しも立っていません。この周辺の最も汚染された地域に住民に対する十分な補償のもとに処分場を設置すべきであるというふうに感じております。それが汚染の拡散を防止し、集中処理という国際原則にかなう政策です。今政府が実施しようとしている政策はその逆であります。栃木県、群馬県、宮城県、茨城県、千葉県、福島県、6県に新たな処分場を造ろうとしています。六ヶ所村のある青森県と合わせれば7県になります。つまり、放射性物質の世界最大の拡散処理です。それだけではありません、私はこの機会をとらえてすべての栃木県民はもとより全国民に注意を喚起したいと思います。それは54基の原発についてです。設立された順にそれぞれ使用期限が迫ってきています。日本には最終処分場がありません。目処もたっていません。従って使用済み核燃料を各原発ごとに保管させざるを得ない状況です。日本は世界最大の放射性物質の拡散保管大国になろうとしています。日本列島は地震列島です。地震大国であることを重んじて日本国民はどうなるだろうと心配になります。日本国民の7割以上の人々が私と同じ心配をしています。その責任を負っているのは中央政府であります。そして私は小さな町の町長ですが12,500人の町民の人生、現在及び未来に町長としての責任を負っています。塩谷町民全員に不幸をもたらすような政策を受け入れることは断じてできません。栃木県郡市医師会、大学医師会も、命の源である水源地を汚染し、未来へ残すべき自然環境を破壊し、住民の健康を阻害する可能性のある放射性廃棄物の最終処分場を塩谷町寺島入に建設することに反対する宣言を出しています。各市町の首長におかれましては市町民に対する責任は私と同じだというふうに思います。私の立場を最もよく理解していただけるものと確信しております。安倍総理におかれましても望月環境大臣におかれましても、私たち国民一人一人の立場に身を置いて私たちの思いを汲んでいただき政策の見直しをされますよう心よりお願いします。大変ありがとうございます。

福山政務官：それでは今のご質問、望月大臣お願いいたします。

望月大臣：ただ今、塩谷町の見形町長さんから人情のある大臣だからしっかりやりなさいと、しかし、人情だけではなくて町の未来のこともよく考えてというようなさまざまなお話がございました。この中で指定廃棄物を福島県で処理するということについてございましたが、指定廃棄物は福島県の東京電力の敷地内で処理すべきではないかと、各県でやるのはいかなものかなというお話でございました。これは私としては環境省の考えを若干述べさせていただきたいと思います。

私もそうですし、町長さんからもお話がございました。この原発事故で最も大きな被害を受けている福島県においても復興のためのさまざまな努力がなされております。福島県は県内の10の市町村において、すべてまたは一部の地域が帰還困難区域に指定されております。今でも15万人以上の方が避難生活をされております。本当に原発によって大きな被害を受けておられるのでございまして、我々も数回行ってさまざまなご意見を伺ってまいりました。そういった中で、こういう状況になった福島県に対してこれ以上の負担を強いることは到底理解は得られないと我々は思っております。福島県で一時保管されている指定廃棄物についても同様でございます。福島県内で処理を行うための地元の自治体と協議を進めております。また、避難されておられる方々が再び地元に戻ることを望んでいる皆さんもいらっしゃる。こうしたご意見にやはり広く応えていく必要があると強く思っております。いろいろこういう事例がございます。例えば浪江町において営農の再開に向けた稲の実証栽培が行われ、私も稲刈りに伺いました。また、桑折町では果樹の除染を経た桃が献上桃として選定されると、復興に向けたさまざまな取り組みが今行われております。

福島の知事さんとお話ししましたが、中間貯蔵施設を造ることについても苦渋の決断だったと、でもさまざまな意見があるけれども我々はここで中間貯蔵施設を造って、そして大きな大きな世界でも類を見ないようなこの経験、この壁を乗り越えていきたい。まさにそういう話を聞きました。そういった中で今やはりこれ以上の負担は掛けられない。国としては各県の指定廃棄物はそれぞれの県単位で国が責任を持って処理させていただきたい。このように思っております。

この栃木県では一時保管されている指定廃棄物を速やかに処理して広く県民の皆様方に安心していただくためには現在の分散の保管というものはやはり継続するのではなく早期に県内の1カ所に処理施設を整備することが必要である。我々は基本方針はこのように思っております。地方公共団体とも協力して指定廃棄物の処理を進めるべく取り組みを進めているところでございまして、特措法に基づく基本方針において定

めた指定廃棄物の県内処理の考え方を見直すことはありません。どうか皆さまのご協力を本当によろしくお願いいたします。

福山政務官：ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

鹿沼市長：鹿沼市長の佐藤と申します。ちょっと確認なのですが最近いろいろなマスク等々の報道も含めてですね、いろいろな皆さんが市町村長会議の手続きに従ってという言い方をされるのですね。ということはこの市町村長会議で県内1カ所ということを決めた、それがあから塩谷町何とか話を聞いてくれるかどうかですかみたいな話がされるんであります。しかし、この市町村長会議の性格というのはそういう場だったのかどうか、そこのところちょっと原点に戻った話で大変恐縮なのですが確認をしておきたいなと思うんです。

これまでの経過を振り返ってみますと環境省の方からいろいろ資料が出されました。我々が政策を決める場合、いろいろな決定をする場合に少なくともその書類には必ず案というものが付いてお諮りをして議論をいただいて、賛否あるにしても多数決も含めてそこで決定して初めてそこで決まったということになるんでありますけども、環境省が出された資料というのは案ということはないんですね。こちらがいろいろ、私も福島の話を見せていただいたし、いろいろさせていただきましたけども、結局そういったことは1カ所ですからということで押し切られてきた。最後にそのことでこれでいいですね、よろしいですか皆さん賛否を取りますよ、あるいはそのことで皆さんのお考えはどうですかという形の問われ方はなかったということで、1カ所で提示させていただきますということで最終的に決まったということでもありますから、市町村長会議の決定に従ってと言われるというのは甚だ私はちょっと不本意というか、そういう場ではなかったのではないかと。あくまで国が責任を持つということであれば国の方針に従ってというべきであって市町村長会議はそういった国の環境省の考え方を承って、いろいろ意見は言ったけども結論はそういうことですよというふうな場だったんだらうと思います。

そういうことでよろしいですか。それともここで何か決めたということは非常に大きな意味があるということなんでしょうか。

小里副大臣：市町村長会議で大変貴重な議論をいただいて、それを受け止めて決定す

るのはあくまで環境省でございます。塩谷町の見形町長さんからもおっしゃいましたように何度も、4回の市町村長会議で議論を重ねて、そして、昨年12月24日に開催された第4回の市町村長会議におきまして選定手法に従い選定作業に入る旨をこちらの方から明言させていただいて問題なく会議を終了したということでございます。それを受け止めて環境省において進めていくということでございます。

鹿沼市長：ということは今日この場はですね、再度環境省の話をお聞きしたと、ということでもよろしいですね。

小里副大臣：今までの経緯を確認をさせていただくということでございます。

鹿沼市長：そうすると、皆さんが市町村長会議の場で決まったことに従って、という言われ方というのはちょっと誤解があるというふうな解釈で間違いないということでもよろしいですか。念を押すようで恐縮ですけども。

小里副大臣：市町村長会議の議論を受け止めて決定をしたのはあくまで環境省です。

鹿沼市長：受け止めてと言われましたけどもほとんどですね、多分いろいろな意見が出ていましたけれども、そういったことで反映されたというのは県有地を含めるといったことですね。あと保管量ですか、これをばらばらではなくて半分で、こういうことについては配慮されたというふうに思っていますけれども、いわゆる1カ所という部分に関してはですね、明確に確認の場があったというふうにはちょっと受け止めてないのですけども。いろいろな意見、福島という意見もあった、数カ所という意見もあった、しかしそれは一応あったということであって反映されたということではない、こういうことですね。

小里副大臣：例えば宮城県の場合は同じように市町村長会議の議論を積み重ねまして、その結果3カ所ということでその市町村長会議の意見を集約され、それを受け止めて環境省で進めているということでございますので、同じようにこれを受け止めていただければ結構だと思います。

鹿沼市長：宮城県の話が出たのでちょっといいですか。つい先日新聞、ニュースです

か、ちょっと見たんですけども、宮城県の自民党議員会がですね、福島県ということで該当する3市町のところを歩いたと、こういうふうな記事が載っていて、知事も私もそれについては一応理解しているというようなことを言われた、という記事が載っておったのですが、それは間違いないみたいですか。

事務局：事務局よりちょっと事実関係をご説明させていただきます。今の件に関しまして、市町村長会議の場の議論だけではなくてアンケートにつきましても実施をさせていただいたのは先ほど鎌形の方からご説明したとおりでございます。その中で、県内1カ所に処理場を設置するというものについて、あるいは集約して暫定的に保管をするということ、あるいは現在の保管を継続する、その他といったような形でアンケートをしておりますが、最初のその県内に処理場を設置というのが18市町村、集約して暫定保管というものが3、現在の保管を継続すべしというのが1、その他のご意見というのが4ということでございました。そういうことでございますので、全会一致というわけではございませんが一番多いご意見といたしましては県内に処理場を1カ所設置するということがこの栃木県のお考えかと承知をしております。

鹿沼市長：宮城県の確認が既に条件がもう変わってきているんじゃない。3カ所でやるということではなくて、それは福島に集約した方がいいのではないかと動きが出てきているという。これは仙台放送の10月30日のニュースですから。

鎌形部長：直近の動きについては、報道されていることしか私ども承知しておりません。これまでも宮城県知事さんから、例えば詳細調査を県内市町村で受け入れるということを石原前大臣に報告に来られた時に、福島県内処理を見直してほしいというような発言はありましたが、その時も石原前大臣から明確にこの基本方針を見直しをすることはないということをお答えしているということでございます。その後もそういったやりとりがあったかと思えますけども、私どもとしては宮城県内でそういう話が知事からあっても、私どもとしてはそれぞれの県内での処理というような方針は変わらないということを申し上げているところでございます。

福山政務官：他にご意見ございませんでしょうか。

那須町長：那須町長の高久です。私もですね今の佐藤市長と同じような考えでござい

ます。このところですね、新聞等に市町村長会議で決定したことに基づいて進めているという記事を見るたびにですね、実は心を痛めております。今鹿沼市長が言われたようにですね、果たしてそこまでの権限は我々に与えられていたんだらうかというようなこととですね、一方的に環境省側からの情報提供や方針を示されてですね、我々がそれに異議を唱えてもほぼ平行線というようなことで、一部改善があったことはありましたけれども、ほぼ合意が得られずに気が付いてみると外堀を埋められた、というような形でこういうところまで来てしまったということでございますので、そういったことが繰り返された結果ですね、これが市町村長会議の結果だということは何か我々に責任を転嫁されているのではないかというふうにし少しその点については不本意に思っております。そこでですね、私はきょうも発言をしなければおそらく新聞紙上には市町村長会議でまた了承を得たという記事になってしまうのだらうというふうに思いますので、1つ私なりの疑念をですねお答えをいただきたいということでお願いしたいというふうに思います。

いま宮城県もそうですけどもこの栃木県も最終処分場については候補地の詳細調査ということで交渉に入っていますけれども、果たして環境省としてあと何年ぐらいでこれが決着がつくものというふうにお考えなのでしょうか。

小里副大臣：改めて確認をさせていただきますとこの市町村長会議で何度も議論いただきまして、またアンケート調査をさせていただいて、その上で国から案を提示させていただいて、そして市町村長会議で議論をしていただいて、これを参考にして国が決定をしたということでございまして、その選定手法、選定作業に入る旨を明言させていただき問題なく会議を終了したという認識でございます。

あと何年かかるかということでございますか。もう震災発災から3年半が経過をしております。本当に不安定な状況で一時保管をされておりますから一刻も早くこれを解消したいというのが我々の一念でございまして、あと何年と言わずとにかく急げるだけ急いで参りたいという心境でございます、またそういう方針でございます。

那須町長：那須町もですね県内2番目の指定廃棄物の保有量、保管量ということですから、一刻も早くですね、そういった最終処分というものを望みたいというふうには思っています。しかし、今のその状況を見ておりますと皆目見当もつかないというようなことで新聞等を拝見しているところであります。

一方ですね、いただいた資料3にありますように、私どもの那須町にありますその

指定廃棄物保管はこういった遮水シートで覆われている程度ということをございまして、よく議論に出てくるようにいつ何時竜巻とか暴風雨とか洪水というものがあればですね、こういった指定廃棄物が拡散するおそれがあるということでもありますので、これをいち早くですね、もっと安全な形で、注意深く最終処分場が決定するまでの間ですね、確実な方法での保管というものはお考えにならないのでしょうか。

鎌形部長：一時保管についての保管方法ということをございますけども、まず先ほども申しましたように今の保管の状況で放射線のレベルということでは10メートル離ればバックグラウンド程度、こういうようなところで保管をいただいているということをございまして、さらに私どもの環境省の職員が現地確認を行って飛散のおそれとか、あるいは水が入り込まないかとかいう確認を常にやっていくということで、一時保管が安全に進むようにやっているということをございますが、ただ先ほど何年かかるかというようなお話もございましたが、そういう状況よりよりリスクを減らすということで1カ所に堅固なコンクリートでの処理施設を造りたいというのが私たちの思いをございますので、ぜひご協力いただければと考えているところをございます。

那須町長：いただいた資料によりますとですね、100ベクレルから10万ベクレルはトレンチ処分というようなことで、コンクリートもしくは金属で保管をするということですけども、これには全然達していないわけですね。ということになればその期間、最終処分場ができるまでの間このままで放置していくということになれば、それは国の責任放棄だというふうに思うのですがそれはいかがでしょう。

鎌形部長：私の説明が悪かったと思うのですが、10万ベクレル以下のものが原子力施設から出る場合にトレンチ処分というところに、コンクリート、金属とあるのですが、これはコンクリートや金属で囲って処理するというのではなくて、例えば建物を壊したコンクリートとか金属がこういう汚染レベルだということをございます。こういったものは、いわゆるトレンチ処分というのは素掘りで処分をする、というような状況のものということをご理解いただければと思います。コンクリートで囲うのは、それよりももっと濃い10万ベクレル以上のものについてはピット処分ということで、ここで中身に入るのは灰とかそういうものをございますが、そういったものはコンクリートで囲った処理をするのですが、いわゆる10万ベクレル以下のものは土に穴を掘って処分、そういうものをございます。

那須町長：私もですね十分把握してなくて申し訳ないと思っておりますが、先ほど言いましたように栃木県にある未確定のものを含めて1万数千トンというのがあるということですがけれども、これの飛散を防がないとということをお前提に考えればですね、やはりもうちょっときちんとした保管方法、これを国が処理すべきだというふうにするのですね。

那須町の場合は被災して1年以内に焼却飛灰、8,000ベクレル以下ですけども、いろいろ暗礁に乗り上げたということで、現在コンクリートの中に隔離しております。おそらく栃木県内の中でこれだけのきちんとした隔離をしているのは那須町だけだと。その費用につきましては那須町独自に3,000万ほど掛けてやっております。国がやればですね、13,000トンほどのきちんとした形での安全性を担保しての隔離保管、一時保管というのはたかが知れているというふうには私は思うのですが、その件もお考えにはならないのでしょうか。

鎌形部長：一時保管につきましてはいろいろなご不安、ご懸念があるという声もお聞きしました。保管のやり方というのはいろいろあるかと思っておりますので、安全な一時保管のあり方ということに関してご要望があればよく相談させていただきたいと思っております。

先ほどの資料でご説明いたしました資料2の2枚目でございます。右側が指定廃棄物のレベル、左側が原発等から出てくる廃棄物のレベルをそれぞれ示したということでございまして、右側にあります8,000ベクレルから10万を超えて数十万のところは指定廃棄物ということです。これにつきましては一時保管をしていただいておりますが、一時保管していただいているのはだいたいだいたい10万以下のレベルです。それが焼却などで少し濃縮されて、そこも含めて遮断型コンクリート構造のものに処分します。左側の原子力施設から出るものは10万以下はトレンチ処分、それから10万以上はコンクリートのもので処分をする。先ほど話題に出ました地下300メートル以下、いわゆる地層処分というのが10兆ベクレル以上ということでその辺とレベルが違うということでございまして、そのような感覚をご理解いただければと思います。

いずれにしても一時保管につきましてはこういった保管がしたい、こういう話があれば具体的に相談させていただきたいと思っております。

那須町長：原子力から出る高濃度廃棄物と違うから安心だ。でもですね、専門家から言わせればそうかもしれませんけども、一般国民からすれば今回の指定廃棄物、これだけでも不安だということですから、これだけの大きな問題になっているわけですから、そのままの状態、話し合いがつかないものをそのままの状態に放置しておくというのはこれは国の責任放棄だというふうに思いますので、その辺にも何らかの手を加えて、そこで安全性を担保した上で住民との合意形成を図ってきちんとした説明をですね、最終処分場を設置する。こういうことでもしない限り、雨ざらしにしたままずっと置きっぱなしということになればいずれ台風か何かで被害が出てくる、ということになってまた大きな社会問題になりかねないということですので、その辺もぜひご協力いただきたいとそういうふうに思います。

福山政務官：ありがとうございました。

小里副大臣：大変ご心配いただいているご意見を頂戴いたしました。よく受け止めまして、また現場の状況をよく点検して、どういう対応が必要であるかを検討して参りたいと思います。

福山政務官：よろしいでしょうか。

茂木町長：茂木町長の古口です。今鹿沼の市長さんと那須の町長さんからありまして、とおりの会議では何も決定もしていないし、というお話なのですが、それを聞いていてこれは国ばかりを責めるのではなくですね、最初にこういう会議をしてお話を進めたいと言ってそうですねと言った私はですね、町村会の方はきちんとその辺りも確認していなかったことに対して非常に私も責任を感じております。

ただし、私としては今栃木県内にある170カ所の保管の方法が決していい状況ではない。この危険をいち早くできるだけ早い時期に取り除かなければならない。それが我々の使命であるというようなことは皆さんも認識をした。その上でやはり福島でどうなのだというお話もあって福島に確認をしていただいたところ、それは福島でも受け入れませんよという回答も受けた。この辺りまでは私はある程度確認をしたと思っています。

その後の取り方についてはさまざまなことがあるでしょうけれども、お二人からそういう意見も出ましたので、これは質問でも何でもありません、この市町長会議とい

うのはいったい何なのだとすることも、もう一度これはきちっと我々市町長が話し合
わないと何かおかしいことになってしまわないか、あるいはここで何も決定もしない、
承認もしない、確認もしないという会議であるならば、この会議の存在意義自体が問
われることになりはしないか、ちょっと私はそんなふうに関心しました。以上です。

福山政務官：はい、ありがとうございます。他にご意見ないでしょうか。

小里副大臣：今日の議論を通じましても、本当に今回の処理施設の問題につきまして
は大変なご心配をいただいているということをご認識をする思いでございます。そう
いった中で若干この処理施設の在り方について、あるいは地域での捉え方について誤
解があるところがございます。特に最近問い合わせを受けておりますので2、3点確
認の意味で申し上げることをお許しを賜りたいと思います。

見形町長さんはじめ本当に塩谷町民の皆さまがご心配をいただいている、その気持
ちは痛切に受け止めております。ただその中で見形町長が公表されました資料の中で、
なるほどと思いつつもこれはちょっと誤解ではないかなと思ったところがございます。

例えば資料の中でフランスやドイツでは低線量放射性物質の保管場は国内1カ所で
地下300メートルの場所とする旨、記述がございしますが、これは要するに原子力発
電所で発生するような、例えば燃料棒のようなそういった放射性廃棄物の中で低線量
のものをこうすると書いてあるものでございます。したがってこの中では地下300
メートル以下の大深度で地層処分する放射性廃棄物とは10兆ベクレルを超えるよう
なものということになっておりますので、これは我々が議論を進めようとしている指
定廃棄物の処理とはまったく違う世界の概念であるということを確認をさせていただ
きたいと思っております。

また同じ資料の中で群馬県では知事、市町村長はもとより県民が一体となって県内
処分場の建設の拒否を表明している、とご指摘をいただいているところでござい
ます。これも一部誤解がございします。群馬県におきましては第2回市町村長会議の後、群馬
町村会より最終処分場を受け入れる町村は県内にはない旨の意見書が確かに環境省に
寄せられた事実がございします。ただ一方で群馬県の市長会の方からは、国は施設の安
全の周知に努力すべきこと、あるいは選定手法についてのご意見、あるいは支援策の
必要性などの意見が寄せられております。むしろ県内処理方針に沿って個別具体的
なご意見をいただいているところでございします。また知事からは県内処理方針に反対す
る趣旨のご発言はいただいております。

もう1つ恐縮でございますが、宮城県加美町が処分場を阻止しようとすることに同県すなわち宮城県の全市町村長が全面的に支援しているというような記述もございます。ご案内のとおり宮城県では、今年8月4日に主催した市町村長会議におきまして、詳細調査を受け入れることについて県知事が県内の全市町村長の総意として取りまとめられたものでございます。特に宮城県内では36カ所に一時保管がされておりまして、こうした保管場所のある市町村におかれては指定廃棄物の処理が早く進むことを強く期待をされているところでもございます。

とりあえず事実関係の確認だけ申し上げたところでございます。

福山政務官：それでは本日はいろいろなご意見をいただきありがとうございます。この議論も踏まえた中で、福田知事さんにご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたしたいと思えます。

福田知事：はい、本日、望月環境大臣から指定廃棄物を各県で処理することを定めた特措法に基づく基本方針の見直しはしない、ということがあらためて示されました。国からあらためて指定廃棄物の県内処理の方針が示された以上、県内各地約170カ所で分散保管されている指定廃棄物を1日も早く安全な状態にするということが行政の責任を果たすために苦渋の選択ではありますが、国が全責任を持って県内に処分場を設置して安全に処理することが現実的な解決策として妥当なものであると考えております。

なお、一時保管をより安全な状態だというご意見が出ましたけれども、竜巻被害の跡を見れば生半可なことをやっても自然はそれを許さないということだと思えます。自家用車も巻き上げてたたきつける、あるいは60センチも80センチもある大木をねじり切り倒すと、こういう状況を3回、それに近い状態を3年連続で我々は現場を見ているわけございまして、一時保管を安全にするということは今あるところをすべて二重のコンクリートで封じ込めると、それしかないというふうに逆に思ったところでもあります。現実的な解決策としてはやむを得ないのではないかというふうに思えます。

また、処分場の候補地選定手続きを確定するまでに開催されました4回の市町村長会議の結果の再確認もありましたけれども、市町村長会議ではさまざまな意見がある中、この会議とは別に先ほど説明がありましたようにアンケートなども実施し、さらにはうちの職員が皆さま方のところにお伺いをして会議以外の思いがあるとするなら

ば、ということでお聞きをしながらこの議論を重ねてきて決定をしてきた、というふうに私は認識をしております、尊重すべきものであるというふうに考えております。

いろいろ意見はありましたけれども最終的にはおのおの、しゃあねえかと、こういう状況に至ったのではないかと、私はそのように思っております。以上です。

福山政務官：ありがとうございました。

福田知事：その他で要望があるのですけど。市町村長会議の内容について私の考えを申し上げましたが、国に次の点で私からもお伺いをしたいということがございますので、お時間を頂戴したいと思います。

まず1点目ですけれども、指定廃棄物に関する正しい知識の啓発についてでございます。県に、私のところにも電話、メール、手紙等によりまして指定廃棄物に関するご意見等が寄せられておりますけども、中にはいまだ福島県の指定廃棄物を本県で処分すると誤解している方、あるいは原子力施設から発生する使用済み核燃料等の放射性物質と混同している方、すなわちそれは何万年も先に被害が発生するんじゃないかと、健康被害、環境破壊ですね。何万年も先にそういうことが起こるでしょう、あんたはその時生きてないよね、責任どうやって取るの、とこういうご意見でございます。ですので、指定廃棄物に関する正しい知識、さらには水、大気、こういった環境汚染、あるいは環境対策、すなわち安全性ですけども、こういったことについても国として国民向けにぜひ啓発活動を行ってほしい。誤った情報によって不安を感じ、指定廃棄物の処理に理解を得られていない要因となっているところもありますので、栃木県には勿論ですけども、国民向けの啓発活動が重要であるというふうに思います。

また先程、県民向けのマスメディアを活用した広報について説明を聞きましたが、加えてセミナーあるいは講演会等による啓発活動も考えられるのではないかとというふうに思います。また、風評被害を防ぐためには県民のみならず、国民に向けた啓発活動が必要だと思いますので、今後どのようなことをお考えになっておられるか、あらためてお尋ねをしたいと思います。

次に風評被害対策ですけれども、正しい知識の啓発も風評被害対策の一つの方策ではありますが、それだけでは風評被害を完全に防ぐことはできないと思っております。そこで、風評被害対策あるいは地域振興策として具体的な方策をお伺いしたいと思います。

最後ですけれども、現在、国の案では処分施設は埋立後も相当の長期間にわたり国

が責任を持って管理することとしております。この間の見形町長への答弁によりますと、130年という数字があったかと思えますけれども、放射能の濃度は年々低減していくものが指定廃棄物でございます。ある程度の濃度になったときに、それが50年になるか、100年後になるのか分かりませんが、保管している指定廃棄物を掘り出して、路盤対策等に再利用すると、こういった跡地を原状回復するような考えはないのか、併せてお尋ねもしたいと思います。以上でございます。

福山政務官：はい、ただいま福田知事よりいろいろご発言をいただきました。今後の啓発活動、風評被害対策、処理施設の原状回復、大きくこの3つだと思っております。

最初の2点につきまして小里副大臣から、最後の1点については望月大臣からお願いしたいと思います。

小里副大臣：まさに要諦となるご質問、ご指摘であると思えます。ご指摘のとおり指定廃棄物処理施設の必要性、安全性について理解をいただく、そのために丁寧な説明をしていくことが最重要であると考えております。これまでも環境省のホームページ、あるいは新聞広告等において啓発活動を行って参りました。また本年中を目処に新たな広報施策として、テレビ広報番組の作成も検討しているところでございます。また知事からご指摘をいただきましたようなセミナーとか講演会、こういったところもなるべく前向きに取り組んでいきたいなと思えます。併せてご指導いただきたいと思えます。

そしてまた、住民説明会、詳細調査について、説明会につきまして打診も申し上げているところでございますが、ぜひこれもご指導をいただきながら取り組んで参りたいと思っております。いずれにしましても指定廃棄物の安全な処理につきまして広く住民の皆様、そしてまた国民の皆様の理解が進みますようにしっかりと取り組んで参る覚悟でございます。

風評被害対策、地域振興策についても大変大事なご指摘でございます。まずは、風評被害を予防する、発生させないということが第1の課題でございます。そのためには安全な施設を造るということはもちろんでございますが、施設の安全性のPR、そしてまたモニタリング情報を随時公開しながら、風評被害の未然防止に万全を尽くして参りたいと思っております。また、風評被害対応に限らず、農業とか観光をはじめとする地域の産業をいかに振興させていくか活性化をさせていくか、大変大事な国の責務であると思っております。地域の皆さんと一緒に参りたいと思

っております。

例えば、昨年、自民党農林部会で、当時私が部会長でございましたが、党内の意見をとりまとめをいたしまして、農業の所得倍増目標10年戦略を打ち出しまして、これが向こう10年の国の農政の指針ともなっているところでございます。鳥獣被害対策、担い手育成、水田対策、あるいは畜産対策、あるいは耕作放棄地対策をはじめ、15本の柱を打ち立てまして、そのもとに100項目の具体策を準備しているところでございます。そのひとつひとつが現場に届けば必ず営農の安定発展、そして所得の増大につながっていくという施策でございます。こういったところをぜひ現場に届けながら、しっかりと地域と一体となって取り組んでいきたいと思っております。幸いにして西川農林水産大臣でございますので、よく農水省はじめ関係省庁とも連携を図って参りたいと思っております。

また、先日視察をさせていただきました折に西荒川、その元の大滝、そしてまた尚仁沢湧水というものを拝見をいたしました。本当に素晴らしい渓谷であり、また水でございます、景色でございます。これを本当にしっかりと守るということは当然でありますけど、さらにこれを活かしていく方法はないものか、当日から思案をしておる身でもございます。例えば、道路アクセスの整備ですとか、いろんなことを含めてよりこれを活用していく方法がきっとあると思っております。これも関係省庁と連携して取り組んで参りたいと思っております。

広く地域の発展のために国をあげて、地域と一体になってこれは取り組んでいくべき責務が我々にあるんだ、一生を掛けてでもこれをしっかりと地域を守り発展をさせていく必要がある、責任があると強く認識をしておるところでございます。

福山政務官：では望月大臣からよろしく申し上げます。

望月大臣：福田知事さんからのご指摘のとおり、指定廃棄物は減衰をしていずれ8,000ベクレルを下回るようになってまいります。1キログラム当たり8,000ベクレルを下回るということは、普通の廃棄物として処理ができるという数字でございます。我々は1日も早くこういったことにしていかななくてはならないと思っております。

これまでも指定廃棄物については、何回も申し上げますように国が責任を持って長期間に渡り堅固な施設で厳重に管理する旨をご説明してきたところでございます。国が責任を持つと言うことは、国が存続する限り責任を持つということですので、これは内外共にこういったものをしっかりと打ち立てていくということでございます。

そして、ただいまの福田知事さんのご指摘でございますけども、環境省の設置する処理施設を最終処分場にはしないということの意味する、そういうことだと私は思います。非常に重要なご指摘として受け止めて、環境省として引き取ってしっかり検討していきたいと思えます。

環境省としましては、栃木県の指定廃棄物が分散して保管されているような状況を1日も早く解消して、しっかりと長期的に安定して、そして管理することによって、より安心ができるような状況に1日も早くしていかなくてははいけない。

それぞれの代表者の皆様方には本当にご心配をおかけしておりますけども、我々としてはこれが今ある中では最良の方法ではないかと、こういうことでご提案をさせていただいているところでございます。

栃木県の指定廃棄物を安全に処理するために、引き続き全力を尽くして着実に前進できるよう取り組んで参りますので、皆様方ぜひよろしく願いいたします。

福山政務官：それでは、本日お休みの中、夜分にも関わらずお忙しい中、栃木県内の市町長の皆様方、そして福田知事さんにご出席いただきまして、このような会合が開けたこと、心より感謝を申し上げます。

これで第6回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議を終了させていただきます。ありがとうございました。